雇用契約書

（短時間労働者用）

見本 太郎 殿

2027年3月15日
事業場名称・所在地：株式会社見本商事　東京都千代田区見本町1-1-1
使用者職氏名：代表取締役　見本 一郎

契約期間	期間の定めあり（2027年4月1日～2027年9月30日）
契約の更新の有無	更新する場合があり得る
契約の更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、会社の経営状況、従事している業務の進捗状況
更新上限の有無	無
無期転換申込機会	該当なし
無期転換後の労働条件	該当なし
就業の場所	（雇入れ直後）見本商事 駅前店（東京都千代田区）　（変更の範囲）会社の定める事業所
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後）店舗での接客・レジ・品出し　（変更の範囲）会社の定める業務
始業・終業の時刻	始業 10:00　終業 15:00
休憩時間	0分
所定時間外労働の有無	無
休日	シフト表により週4日勤務（毎月20日までに翌月分を通知）
休暇	年次有給休暇：6か月継続勤務した場合 7日
賃金（基本賃金・諸手当）	基本賃金：時間給 1,300円　諸手当：通勤手当（実費、1日1,000円まで）
割増賃金率	所定時間外（法定超）月60時間以内 25%、月60時間超 50%、休日（法定休日） 35%、深夜 25%
賃金締切日	毎月末日
賃金支払日	翌月25日（休日の場合は前営業日）
賃金の支払方法	本人名義の預貯金口座への振込
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無
昇給	有（年1回（4月）に時給を見直す）
賞与	無
退職手当（退職金）	無
退職に関する事項	定年制 有（60歳）、継続雇用制度 有（65歳まで）、自己都合退職の手続：退職する30日以上前に届け出ること
解雇の事由及び手続	就業規則に定める解雇事由による。解雇する場合は、30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払う（労働基準法20条）
社会保険・雇用保険	雇用保険 に加入
待遇の相違の説明	正社員との待遇の相違の内容及び理由等について、会社に説明を求めることができます（パートタイム・有期雇用労働法第14条第2項）。　説明を求める窓口：部署名 総務部　担当者 見本 花子　連絡先 03-0000-0000
相談窓口	部署名 総務部　担当者 見本 花子　連絡先 03-0000-0000
就業規則	以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法：本社総務部の書棚と社内ネットワーク

※ 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。

※ 本書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及びパートタイム・有期雇用労働法第6条に基づく文書の交付を兼ねるものです。

上記の労働条件により雇用契約を締結したことを証するため、本書2通を作成し、使用者と労働者が記名押印（又は署名）のうえ、各1通を保有する。

使用者	事業場名称・所在地：株式会社見本商事　東京都千代田区見本町1-1-1 職氏名：代表取締役　見本 一郎	印・署名
労働者	住所：東京都見本区見本2-2-2 氏名：見本 太郎	印・署名